

「第 1 種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」の見直しの考え方（案）

栽培実験指針の項目	検討課題	見直しの考え方（案）																							
<p>第 1 総則</p> <p>1 目的（略）</p> <p>2 定義（略）</p> <p>第 2 栽培実験の実施</p> <p>1 栽培実験計画書の策定（略）</p> <p>2 交雑防止措置</p> <p>研究所等の外の一般農家が栽培する同種栽培作物等との交雑及び研究所等の内で栽培している同種栽培作物等との交雑を防止するため次のいずれかの交雑防止措置を採るものとする（開花までに栽培実験が終了する場合は除く。）。</p> <p>(1) 隔離距離による交雑防止措置</p> <p>ア 当該栽培実験対象作物ごとに、同種栽培作物等と次に定める隔離すべき距離以上隔離する。</p> <table border="1" data-bbox="199 975 878 1394"> <thead> <tr> <th>栽培実験対象作物</th> <th>同種栽培作物等と隔離すべき距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イネ</td> <td>20 m (平成 17 年度は暫定措置に基づき 26 m)</td> </tr> <tr> <td>ダイズ</td> <td>10 m</td> </tr> <tr> <td>トウモロコシ (食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。)</td> <td>600 m または防風林がある場合は 300 m</td> </tr> </tbody> </table>	栽培実験対象作物	同種栽培作物等と隔離すべき距離	イネ	20 m (平成 17 年度は暫定措置に基づき 26 m)	ダイズ	10 m	トウモロコシ (食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。)	600 m または防風林がある場合は 300 m	<p>・平成 16 年に実施した調査研究で、花粉源から最長 25.5 m 離れたイネで交雑種子が検出されたことから、イネについては、隔離距離を見直すべきではないか。</p>	<p>・交雑防止措置について、国民の理解が得られるよう可能な限り隔離距離を確保することやイネの出穂期の調整等複数の手法を組み合わせることなど最大限努力するよう指導する。</p> <p>・これまでの隔離距離設定の考え方と同様の考え方で、30 m とする。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1514 975 2047 1318"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>交雑の確認された最長距離</th> <th>隔離距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">従来</td> <td>イネ</td> <td>15.0 m</td> <td>20 m</td> </tr> <tr> <td>ダイズ</td> <td>7.0 m</td> <td>10 m</td> </tr> <tr> <td>今回</td> <td>イネ</td> <td>25.5 m</td> <td>30 m</td> </tr> </tbody> </table>			交雑の確認された最長距離	隔離距離	従来	イネ	15.0 m	20 m	ダイズ	7.0 m	10 m	今回	イネ	25.5 m	30 m
栽培実験対象作物	同種栽培作物等と隔離すべき距離																								
イネ	20 m (平成 17 年度は暫定措置に基づき 26 m)																								
ダイズ	10 m																								
トウモロコシ (食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。)	600 m または防風林がある場合は 300 m																								
		交雑の確認された最長距離	隔離距離																						
従来	イネ	15.0 m	20 m																						
	ダイズ	7.0 m	10 m																						
今回	イネ	25.5 m	30 m																						

栽培実験指針の項目	検討課題	見直しの考え方（案）		
<table border="1" data-bbox="203 225 875 453"> <tr> <td data-bbox="212 231 450 416">西洋ナタネ (食品安全性承認作物及び飼料 安全性承認作物 に限る。)</td> <td data-bbox="450 231 866 446">600 mまたは花粉及び訪花 昆虫のトラップとして、栽培 実験対象作物の周囲に、1.5 m巾の非組換え西洋ナタネ を开花期間が重複するよう に作付けた場合は 400 m</td> </tr> </table> <p data-bbox="248 459 896 603">イ イネ及びダイズについて、食品安全性又は飼料安全性承認作物でないものが対象作物である場合には、モニタリング措置を実施する。</p> <p data-bbox="203 647 763 679">(2) 隔離距離によらない交雑防止措置</p> <p data-bbox="248 687 763 719">ア 開花前の摘花、除雄又は袋かけ</p> <p data-bbox="248 727 896 831">イ 開花中の風、訪花昆虫による花粉の移動を防止できるネットによる被覆又は温室内部での栽培</p> <p data-bbox="248 839 896 903">ウ 学識経験者の意見を聞いて農林水産技術会議事務局長が定める措置</p> <p data-bbox="192 951 896 1015">3 研究所等の内での収穫物、実験材料への混入防止措置（略）</p> <p data-bbox="181 1062 636 1094">第3 栽培実験に係る情報提供</p> <p data-bbox="192 1102 734 1134">1 栽培実験を開始する前の情報提供</p> <p data-bbox="203 1142 551 1174">(1) 計画書の公表（略）</p> <p data-bbox="203 1182 472 1214">(2) 説明会の開催</p> <p data-bbox="248 1222 896 1286">計画書の公表後、できる限り早く説明会を開催すること</p> <p data-bbox="203 1294 779 1326">(3) (1)及び(2)のフォローアップ（略）</p>	西洋ナタネ (食品安全性承認作物及び飼料 安全性承認作物 に限る。)	600 mまたは花粉及び訪花 昆虫のトラップとして、栽培 実験対象作物の周囲に、1.5 m巾の非組換え西洋ナタネ を开花期間が重複するよう に作付けた場合は 400 m	<p data-bbox="931 647 1480 903">・平成 15 年、16 年に実施した調査研究で、播種・移植期を 20 日間ずらした場合、花粉源に近接する場所でも交雑種子が検出されなかったことから、イネについては、播種・移植日をずらす方法を追加してはどうか。</p> <p data-bbox="931 1102 1480 1358">・これまで実施した説明会では、①研究所近隣の農家の出席が少ないこと、②説明会とは別に都道府県・市町村・地元農業団体に対して説明している状況にあることから、情報提供の方法を見直すことが必要でないか。</p>	<p data-bbox="1514 647 2063 751">・将来的に新たな手法として追加できるよう、引き続き科学的知見の集積を図る。</p> <p data-bbox="1514 1102 2063 1286">・今回は指針の記述を変更しないが、説明会をはじめとする情報提供活動について、国民の理解を増進する観点から一層工夫して取り組むよう指導する。</p>
西洋ナタネ (食品安全性承認作物及び飼料 安全性承認作物 に限る。)	600 mまたは花粉及び訪花 昆虫のトラップとして、栽培 実験対象作物の周囲に、1.5 m巾の非組換え西洋ナタネ を开花期間が重複するよう に作付けた場合は 400 m			

栽培実験指針の項目	検討課題	見直しの考え方（案）
<p>2 栽培実験の経過等に関する情報提供（略）</p> <p>第4 栽培実験に係る管理体制の整備</p> <p>1 栽培実験責任者の指名（略）</p> <p>2 作業管理主任者の指名（略）</p> <p>3 情報提供主任者の指名（略）</p> <p>第5 その他</p> <p>1 科学的知見や運用結果等に基づく見直し 本指針は策定時以降における科学的知見の充実や指針の運用結果等を踏まえ、その内容を見直すことが適当である場合には適宜見直しを行うものとする。</p> <p>2 カルタヘナ法における経過措置の適用</p>	<p>・農林水産技術会議事務局が、指針を策定した立場から運用状況を確認することとしてはどうか。</p>	<p>・指針の見直しのやり方を明確にする（別紙）。</p> <p>・農林水産技術会議事務局による現地確認について追加する。</p> <p>・万一の場合の経済的損失への対応の考え方については、以下の理由から記述しない。</p> <p>①万一の場合に、研究所等が法令等に従って適切な措置を執ることは当然であること。</p> <p>②被害発生が具体的に想定できない中で、漠然と経済的損失への対応の考え方を記述することは、あたかも被害が発生するかのような誤解を与えること。</p>

栽培実験指針の項目		検討課題	見直しの考え方（案）
(別表)			
第1種使用規程承認作物	左の作物の同種栽培作物等		<ul style="list-style-type: none"> カルタヘナ法に基づく第1種使用規程の申請状況を踏まえ、別表の第1種使用規程承認作物にテンサイ及びパパイヤを追加する。
イネ(<i>Oryza sativa</i> L.)	イネ(<i>Oryza sativa</i> L.)		
ダイズ(<i>Glycine max</i> L.)	ダイズ(<i>Glycine max</i> L.)		
トウモロコシ(<i>Zea mays</i> L.)	トウモロコシ(<i>Zea mays</i> L.)		
西洋ナタネ(<i>Brassica napus</i>)	西洋ナタネ、ナバナ等 (<i>Brassica napus</i>)、 ハクサイ、カブ、コマツナ、 チンゲンサイ、ツケナ類等 (<i>Brassica rapa</i>)、 カラシナ、タカナ等 (<i>Brassica juncea</i>) カイラン (<i>Brassica alboglabra</i>)		
トマト (<i>Lycopersicon esculentum</i> Mill.)	トマト (<i>Lycopersicon esculentum</i> Mill.)		
ワタ(<i>Gossypium hirsutum</i> L.)	ワタ(<i>Gossypium hirsutum</i> L.)		
アルファルファ (<i>Medicago sativa</i>)	アルファルファ (<i>Medicago sativa</i>)		
バレイショ (<i>Solanum tuberosum</i>)	バレイショ (<i>Solanum tuberosum</i>)		